

Sport in Life 推進プロジェクト委託要項

令和2年2月5日
スポーツ庁次長決定
令和4年1月21日一部改正
令和6年8月30日一部改正

1. 趣 旨

スポーツ庁では、スポーツを通じた「楽しさ」や「喜び」の拡大、共生社会の実現など、一人一人の人生や社会が豊かになることを目指し、国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築するという目標を掲げている。

その達成に向け、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で高まったスポーツ実施の機運を生かし、競技に勝つことだけではなく「楽しさ」や「喜び」もスポーツの大切な要素であるという認識の拡大を図るとともに、スポーツの実施に関し、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備を行うこととしている。

このため、国や地方自治体やスポーツ団体、企業等（以下「関係団体等」という。）が連携・協働して Sport in Life コンソーシアムを形成し、そのコンソーシアムが情報や資源のプラットフォームとなることを通じて、関係団体の連携と一体感を持った取組を促進することによりスポーツ参画人口の拡大を図る。

2. 事業の内容

スポーツ推進に積極的に取り組む関係団体等で構成するコンソーシアムを設置し、それぞれがこれまで行ってきたスポーツ推進の取組を集約するとともに、加盟団体間の連携によりスポーツ実施者の更なる増加に向けた推進力、相乗効果を創出する。

具体的には、スポーツに関する国民の意識改革、スポーツ実施を阻害する課題解決のための実証実験、様々な関係団体が連携したスポーツ実施の機会提供等のスポーツ実施者増加のための取組、調査分析を行うとともに、関係団体が有するスポーツ情報を一元化し、安全にスポーツ活動が行えるようスポーツに関する情報提供の仕組みづくり、大学・研究機関等と連携したスポーツ実施率向上に資するための研究事業を行う。また、国民がライフパフォーマンスの向上を目指し、多様なコンディショニングを気軽に行える環境を整備するため、先端技術を活用した研究事業を行う。

3. 事業の委託先

本事業の委託先は、法人格を有する団体（以下、「団体」という。）とする。

4. 委託期間

本事業の委託期間は、委託を受けた日から業務が終了する日までとする。（ただし、年度をまたぐことはできない。）

5. 委託手続

- （１）団体が事業の委託を受けようとするときは、事業計画書をスポーツ庁に提出すること。
- （２）スポーツ庁は、上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体に対し事業を委託する。

6. 委託経費

- （１）スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（設備備品費（先端技術を活用した研究事業に限る）、人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- （２）スポーツ庁は、本事業の委託を受けた団体が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

なお再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

8. 事業完了（廃止等）の報告

団体は、本事業が完了したとき（中止・廃止の承認を受けたときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書及び支出を証する書類の写を、終了した日から１０日を経過した日、又は契約期間完了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- （１）スポーツ庁は、上記８により提出された委託事業完了（廃止）報告書について審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託

費の額を確定し、団体へ通知するものとする。

- (2) 上記(1)の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. 著作権等

- (1) 本事業により発生した著作権がある場合には、原則として、スポーツ庁に帰属させる。
- (2) 上記(1)の規定により著作権を委託先からスポーツ庁に譲渡する場合において、当該著作物を自ら創作したときは、委託先は当該著作人格権を行使しないものとし、また当該著作物を委託先以外の第三者が創作したときは、委託先は当該第三者が著作人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。
- (3) ただし、委託契約書において上記(1)及び(2)と別の定めがあるときは、この限りではない。

11. その他

- (1) スポーツ庁は、団体における本事業が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) スポーツ庁は、委託事業の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 団体は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり、必要な事項については、別に定める。